

橋本警察署速度取締り指針

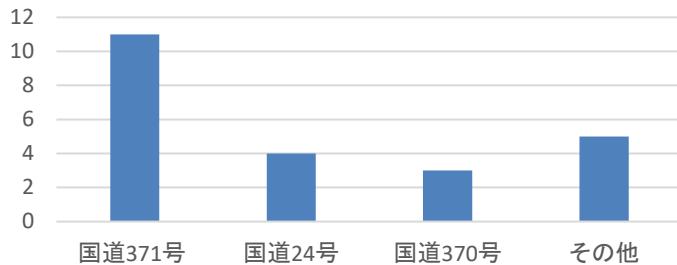
和歌山県橋本警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	重点区域	規制速度
国道371号 紀の川左岸広域農道	8:00～13:00 13:00～15:00	御幸辻・柱本 九度山	50km/h 60km/h

上記以外の路線、時間帯でも、速度取締りを実施することがあります。
生活道路や通学路付近では、定置式や車載式スキャンレーザースピードメータによる速度取締りも行います。

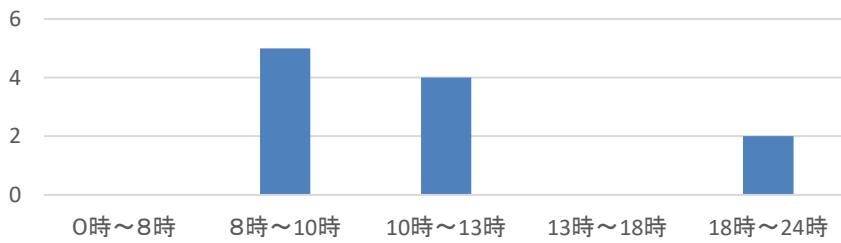
橋本警察署管内の交通事故実態

主な路線での速度超過が原因による人身交通事故の発生(過去5年間)



主な路線での過去5年間の速度超過が原因による人身事故の発生状況を見ると、国道371号での発生が最も多い。

国道371号における速度超過が原因となる人身交通事故の時間帯別発生状況



国道371号における過去5年間の速度超過が原因による交通事故を時間帯別に見ると、「8時～13時」の時間帯に複数件発生している。

重大交通事故発生状況 < 令和7年5月末現在 >

- 本年2月には、紀の川左岸広域農道(通称:フルーツライン)においては、速度超過が起因となる車両単独の死亡事故が発生した。

速度取締り以外の交通指導取締り

- 悪質で危険性の高い飲酒運転・無免許運転の取締りを強化
- 通学路における通行禁止違反の取締りを強化
- 横断歩道における歩行者保護を徹底するため横断歩行者妨害違反の取締りを強化
- 危険性の高い自転車運転者の取締りを強化